

第4回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成31年4月5日（金）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

二 出席した委員の氏名

阿部恭久委員、岡崎直人委員、木所康夫委員、黒沢幸子委員、小泉典章委員、
佐藤しのぶ委員、田上啓子委員、谷崎哲也委員、中村努委員、浜田節子委員、
樋口進会長、増田悦子委員、松本恒雄委員、ユウ委員、吉倉和宏委員

三 議事

1. 開会
2. ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）について
3. 挨拶（宮腰国務大臣）
4. 閉会

○樋口会長 そろそろ定刻になります。ただいまから、第4回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

前回の会議において、基本計画案に関して委員の皆様からいただいた御意見等を私が整理した上で、関係者会議としての意見の取りまとめを行うということで委員の皆様からの御了承をいただきました。

私のほうで委員の皆様の御意見等を整理し、基本計画案について修正すべき事柄を事務局に指示いたしました。その内容が資料の議論の整理になりますので、これについて事務局から説明を聴取し、関係者会議としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

その後、委員の皆様から1人数分程度で御発言をいただいた上で、私からも最後に一言申し上げたいと思います。

最後に、ギャンブル等依存症対策推進本部副本部長である、ギャンブル等依存症対策推進担当の宮腰国務大臣から御挨拶がございます。公務の御都合で宮腰大臣は午後4時30分頃にお越しになると聞いております。

それでは、まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官 それでは、事務局から御説明をさせていただきます。お手元の資料の確認でございますが、資料としまして「「基本計画（案）」に関する関係者会議の議論の整理」というタイトルがついておりますA4、2枚紙がございます。それと参考という形で「「基本計画（案）」への反映」というものが1ページから45ページまで、見え消し文章の形でお付けしているものがございます。これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど会長からも御紹介がありましたように、会長のほうでこれまでの議論の整理をするということで、その御指示を受けてまとめさせていただきました。「「基本計画（案）」に関する関係者会議の議論の整理」、合計で14項目にわたっております。そして、それぞれについて御意見を踏まえた上で、お示ししております基本計画案の文書に反映するとすればどうなるかという点が対応する形になっております。順次御説明をさせていただきます。

まず1点目「家族に対する支援の強化」という点でございます。これは基本計画案の第二章一II一第1—2に当たるものであります。今までにありませんので、2というのは改めて起こした項目でございます。これまでの議論の中で、ギャンブル等依存症で悩み苦しんでいる御家族の方々への支援を強化することは重要であるということが皆様で御議論されているところでございます。そういう点で、この基本計画案の原案におきましても、御家族の方々に対する取組というものについては盛り込んでいるところでございますが、先般の会議でも御説明いたしましたように、この基本計画案につきましては、どういう主体がどういうことをやるかという形での整理になっておりますもので

ですから、家族の方々に対する情報提供の観点から見ましても、実際に御家族に向けた取組がどのように展開されるのかというのが、ちょっとわかりにくいやうな基本計画案の編集になっております。そういうことから、御家族に向けた取組が重要であることを踏まえますと、それを重点的な施策としてまとめて取り上げることが適切ではないかというところでございます。

具体的には、先ほど申し上げましたように、参考の1ページ、2ページをご覧いただければと思います。「家族に対する支援の強化」ということで、これまでの原案の中で記載されておりますことをまとめて記載させていただいております。この主なものとしては【目標と具体的取組】という囲いの中に書いてありますが、例えば関係事業者の取組において、平成31年度から家族申告によるアクセス制限等をさらに家族に周知できるように徹底する。また、その相談、申告に来られた御家族を相談や治療機関に着実につなげていけるよう、各地域において構築を目指しております包括的な連携協力体制に参加していくということでございます。

厚生労働省におきましても、平成32年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備する。そしてまた、平成31年度からは自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなど、家族に対する相談・回復支援等を強化していくものであります。

また、消費者庁におきましても、御家族に対する予防教育・普及啓発の強化に取り組むこととしております。こうした形で各機関あるいは団体、事業者におきまして、御家族に対する取組について支援強化を図っていくものを集中して取りまとめているところでございます。

続いて2点目「各地域の包括的な連携協力体制の効果的な運用」、第二章—IV—第1に当たるところでございます。ギャンブル等依存症の当事者の方、あるいは家族に対する適切な支援のためには、やはり色々な多機関が参画する各地域の包括的な連携協力体制を構築し、効果的な運用を図ることが重要であるということも、この前の御議論の中で示されているところでございます。

他方で、これに相当するものは参考の3ページ以降のところに記載しておりますが、大変長い分量でございますので、どういうものを連携協力体制として構築していくかということがちょっとわかりにくいのではないかという指摘があり、そういった具体的なイメージ、目標をわかりやすく示すことが適切ではないかということでございます。

それを受けまして反映させていただいたのが参考の3ページ以降でございます。まず、3ページの下段に「各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】」というものを記載させていただいてはどうかということでございます。当事者、御家族の方を中心には、今後、早期整備が図られます相談拠点、治療拠点、その他の関係行政機関あるいは関係団体、関係事業者の方々が参画し、個々に適した相談支援あるいは回復支援に取り組むことを目標としているものでございます。その目標につきましても、イメージの中の下

から2つ目の青枠の中に3点、ギャンブル等依存症である方を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくこと、また、各機関の支援内容や課題を共有して改善案を検討すること、各関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発を行うということを明確に示させていただいている。

さらにそれらをどのような工程表でやっていくかにつきましては、平成31年度中からこの体制の構築を推進していく、また、それらの事例を集積していくことによって、連携対応マニュアルの作成に向けた調査研究を進めていくことを示しているものでございます。

あわせて、基本計画案のテキストのほうにおきましても、6ページ、7ページでございますが、7ページに包括的な連携協力体制で講じていく取組ということで3つの○を記載させていただいたところ、6ページの「(3) 対策」の中の最初のほうに持ってきて、単なる項目だけではなくて、趣旨を加筆した内容を記載したところでございます。

3点目でございます。2点目と関連するところであります、「個々の当事者に適した支援の強化」ということでございます。色々と個々の議論の中で、やはり個々の当事者に適した支援を行うことが重要であるということでございます。まさにその関係で現在の原案におきましても、今ほど申し上げました包括的な連携協力体制の構築でありますとか、それぞれの施策を取り組むこととしていたわけでありますが、その中でさらに発達障害者支援センターにおける支援の強化にも取り組んでいくことが適切ではないかということでございます。

具体的な反映といたしましては、先ほどの2の3ページにございます【目標と具体的な取組】の2つ目の○に主な関係機関、つまりこの包括連携協力体制に参画する主な関係機関を例示しているわけでありますが、そちらに発達障害者支援センターという機関を例示として入れさせていただいております。

さらに、10ページをご覧いただければと思っております。ギャンブル等依存症等の疑いのある方々の早期発見、早期支援に資する取組としまして、婦人相談所の相談員や指導者を含めた関係の業務に従事する方々に色々と研修を実施して、ギャンブル等依存症の知識を深めることとしておりますが、その対象にも発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーを書かせていただくことで、こうした個々の当事者に適した支援の強化にも取り組んでいくことを反映させていただいたところであります。

4点目でございます。「司法書士における多重債務処理時の相談・医療機関との連携強化」、これは第二章—I—第1—5に当たるところでございますが、ギャンブル等依存症の特徴でございます金銭の問題、多重債務処理の問題というところでございまして、その処理時の対応は重要であるというのがこれまでの議論で展開されているところであります。その中の一つとして、司法書士の方が多重債務の処理の相談を受けるときに、そういうギャンブル等依存症の問題について相談医療機関につなげていく取組が適切

ではないかということでございました。

これを受けまして反映させたものが12ページでございます。司法書士における相談の取組につきましては、既に原案におきましても12ページのように記載させていただいているところでございますが、今、申し上げました趣旨をより明確にするという意味で、おめくりいただいた13ページの下から3行目から2行目、司法書士の方々がギャンブル等依存症である方等からの相談を受けた際、多重債務事件処理と並行して、精神保健福祉センター等の相談機関や専門医療機関を紹介するなど、具体的な連携体制を構築するというふうに趣旨を明確にしてはいかがかということでございます。

続いて5点目「地域における消費生活相談への支援の強化」で、第二章—I—I—3に当たるところでございます。ギャンブル等依存症の当事者、御家族の方への支援のためには、地域における消費生活相談時における適切な対応を確保することも重要であるというのが議論として展開されたところであります。そして、こうした適切な対応を地方に確保していくためには、もちろん地方自治体自体の取組も重要でございますが、国の支援を強化していくことも重要であるという御指摘がございました。

そこで、それを反映させていただいたのが14ページでございまして、下のところに、例えば地方公共団体の広報紙を活用して国が配布いたしましたサンプルを周知していくことというのを記載させていただいたほか、15ページにおきましては、実際に地方公共団体において消費生活相談の関係でセミナー等を開催する際においては、消費者庁においても職員を派遣するなどして適切に対応することで、国の支援を明確に追記させていただいたところでございます。

続いて6点目「青少年等の若い世代に対する、SNS等を活用した情報発信の強化」ということで、第二章—I—I—1—2でございます。こちらのほうに青少年等の若い世代に対してギャンブル等依存症問題の啓発は重要であるということも議論の中で示されているところでございます。そして、そのためには、やはりSNS等若い世代に馴染みのあるツールを活用した情報発信を強化することが適切であるということでございます。

具体的な反映といたしましては、18ページ以降でございますが、この普及啓発につきましては、関係事業者の取組あるいは関係行政機関の取組として、この基本計画原案に多数記載させていただいているところでありますが、それぞれの中に今の趣旨を踏まえてSNS等を効果的に活用して普及啓発を図っていくということを明確に加筆させていたらどうかということでございます。

18ページには、まず、競馬主催者等の取組でございます。

19ページは、競輪・オートレース施行者等の取組でございます。

続いて、モーターボート競走施行者等の取組、そして、22ページはぱちんこ業界における取組でございます。

また、23ページにつきましては、厚生労働省等の取組でございますが、そちらにおき

ましても、24ページに記載をさせていただいているところでございます。

また、厚生労働省の取組につきましては、25ページに依存症対策全国センターのポータルサイトを例として示させていただき、こうした形でウェブサイトを活用して、情報へのアクセスを確保していることを明示させていただいてはどうかということでございます。

26ページ以降は消費者庁の取組でございますが、こちらの消費者庁の取組につきましては、既にSNS等の手段を活用することが記載されているところでありますが、加えて、28ページ、29ページで既に消費者庁等がウェブサイトでギャンブル等依存症の特設ページを作成して取り組んでおりますので、その例を示させていただいたところでございます。

参考までに、30ページは消費者庁あるいは文部科学省の普及啓発の取組ですが、こちらのほうには既にSNS等を活用するという文言が入っております、こうした形で普及啓発に取り組むに当たりましては、若い世代に対する適切なツールを活用した普及啓発に取り組むことを原案のほうでより明確に反映させていただければどうかということでございます。

7点目「ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発の工夫」ということでございまして、こちらにつきましても議論の中で、厚生労働省のほうで示しているウェブサイトの内容について色々質問等がありました。また、こういった中身につきましては、常に工夫をしていくことが必要でございますので、厚生労働省の取組の中でウェブサイトにおいてもさらなる工夫を行うということを、33ページの「（3）対策」の①のところに加筆させていただいてはどうかということでございます。

続いて8点目「新学習指導要領の実施に先立つ、学校教育における普及啓発の強化」でございます。学校教育におけるギャンブル等依存症問題の啓発が重要であるということも指摘されているところでございます。その上で、現在、新学習指導要領に新たにギャンブル等依存症等も追記し、取り組んでいるところでありますが、その実施に先立つて色々と普及啓発活動を展開することが適切であるということでございました。

それを反映させましたのが35ページでございまして、明確に35ページの「（3）対策」で文部科学省の取組として示している②の教師用指導参考資料の普及でありますとか、③の子供向け啓発資料の作成につきましては、新学習指導要領の実施に先立つて、今年度等から実施するということを明確にさせていただいてはどうかというものでございます。

続いて9点目「金融経済教育を通じた取組の強化」でございます。若い世代に対するギャンブル等依存症問題の効果的な啓発のためには、金融経済教育を通じてギャンブル等依存症に関する理解を深める。また、あわせて金融リテラシーを高めることが適切であるという議論が指摘のあったところでございます。

そこで、そういった趣旨をより明確にする意味で、36ページに反映させたものをお示

ししているところでございます。

10点目「職場における普及啓発の強化」ということでございます。まさに身近な職場においてギャンブル等依存症問題の啓発は重要であるということでございます。その上で、現在、原案におきましては、いわゆる産業保健スタッフを通じた職場における普及啓発を実施するということを盛り込んでいるところでありますが、加えて職場の普及啓発を考えた場合に、健康保険組合等を通じた情報提供を強化することが適切ではないかということでございまして、37ページのところに、必要な記載を反映させてはどうかというところでございます。

11点目「医師臨床研修を含めた医師の養成の拡充」ということでございます。ギャンブル等依存症の治療支援のためには、その初期対応を行うことができる医師を養成することが重要であるという御指摘がありました。また、それを踏まえた場合に、臨床研修制度の見直しを初め、必要な研修の強化に取り組むことが適切であるということでございます。

それを踏まえまして反映させましたのが38ページでございます。若干、38ページにつきましては、先般、厚生労働省からも御回答申し上げましたように、ちょっとわかりにくい表現になっていたところもございますので、明確にさせていただくという意味で、まず【目標と具体的取組】の1つ目の○に、平成31年度中に改訂する臨床研修指導ガイドラインにおいて、その臨床研修医が経験する事例としては、ギャンブル等依存症等ということで、ギャンブル等依存症に限らず4つの依存症を明確に位置づけるということを記載しているところでございます。その対象については、39ページに経験すべき疾患・病態として「依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）」を明記し、こうした依存症について研修期間において経験することを明確に書かせていただいたところでございます。

その上で、2つ目の○でございますが、平成32年度以降は全ての臨床研修医がギャンブル等依存症等例、今申し上げました4つの依存症例のいずれかを経験することを明確にいたしました。

さらに、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師につきましては、今ほどの臨床研修を通じたギャンブル等依存症への対応に加えて、診療に従事する医師を対象とした地方自治体が治療拠点機関との連携により実施する研修等を推進することによって、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するということを明確化させていただき、その目標として平成33年度までに800人以上の臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することを目指すということで明確化させていただいたところでございます。

続いて12点目「ギャンブル等依存症の治療における作業療法士の役割の評価」ということでございまして、ギャンブル等依存症の治療において作業療法士との連携というの非常に重要であると。したがって、その養成に取り組むことは適切であるということ

でございます。

こうした医師以外の関連職種の方々の養成につきましては、原案におきましても既に記載させていただいているところでございます。参考の40ページがそれに当たるところでございますが、そこに作業療法士の養成ということを明記させていただいて、その趣旨を明確にしたところでございます。

13点目「薬物療法の可能性について」でございます。ギャンブル等依存症については、治療プログラムを研究・確立することは重要であります、その中で薬物療法の可能性についても位置づけることが適切であるということでございます。

43ページに当たりますが、ギャンブル等依存症に対する薬物療法の可能性について調査に着手するということで、その趣旨を反映させてはどうかということでございます。

最後に14点目「金融機関における相談拠点等との連携強化」でございます。これもまたギャンブル等依存症の特徴ということで、お金の問題が重要でございますが、その中で金融機関との連携が重要となります。そのため、民間金融機関団体や各金融機関における貸付自粛制度の周知、あるいは相談拠点との連携に向けた取組が適切であるという点でございます。

それを反映させておりますのが参考の44ページ以下でございます。まず、44ページの「金融機関における相談拠点等との連携強化」で、貸金業界、また銀行業界におきましても貸付自粛制度が開始されているところでございますが、そういった周知を金融機関団体だけでなく、各金融機関においても取組を促す、さらには、貸付自粛申告あるいはその撤回の申し込みがあったときに相談拠点につなげていくような取組の検討を着手するということでございます。

続いて45ページで、「金融機関における相談拠点等との連携強化」の2つ目としまして、民間金融機関団体と相談拠点との連携ということで、全銀協あるいは日本貸金業協会に対し、適切な相談機関につなげていくような改訂マニュアルを活用した研修への参加を促す、あるいはマニュアルの改訂等を行うとともに、各金融機関でギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知の取組についての検討を促していくことを追記し、趣旨を反映させてはどうかということでございます。

以上が、会長の御指示に基づきまして基本計画案に関する関係者会議の議論を整理し、また、それを具体的に基本計画案のテキストに反映させた場合にどうなるかということをお示ししたものでございます。

御説明は以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

ただいま説明のありました内容に関して、これまでの委員の皆様の議論を総括・整理し、事前に委員の皆様と調整させていただいた上で、関係者会議の議論の整理として会長である私の案としてお示ししておりますけれども、御意見等はございますでしょうか。

もしなければ、関係者会議としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

基本計画案について、資料の「「基本計画（案）」に関する関係者会議の議論の整理」を踏まえたものとすべき、との意見を関係者会議としての取りまとめとしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○阿部委員 1点だけいいですか。原案の45ページにATMの撤去ということで書いてあるのですけれども、従来から我々は法的に、事業者と事業者で契約をしているということ自体で、ATMの撤去は非常に難しいということを発言させていただいているのです。やはり業界内でこの理解を広める、進めていくためには、依存の発症とATMの因果関係を何らかの形で明確にすることによって、つまり、エビデンスを積むということを前提にすれば、趣旨に沿った形で進められるのではないかと考えているのです。

そうでない中で、ただただATMを撤去しようよと言っても、どうしてなのという部分でなかなか進まないとなると、やはりこれは今までやってきてのことと差異が出てしまうのではないかというところで、一つは、ぱちんこ業界として平成31年度もしくは32年度に営業所内のATM及びデビットカードシステムの依存症との因果関係に関する調査を始めるという中で、その結果を踏まえて撤去等を進めるような形にしていただくと、内容的に話はさほど変わらない中で、ただ、事前に因果関係についてはきちんとエビデンスを取るよという形で言っていただけると、非常に進めやすいのではないかと業界内で若干議論が出ているところなのです。

○樋口会長 ありがとうございました。

今の御意見、何かありますでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 阿部委員からの御指摘でございますけれども、今、阿部委員の御指摘された45ページと言いますのは、第2回の関係者会議でお配りした基本計画案の原案の45ページのところに対する御指摘だと理解をしてございます。

今の阿部委員の御指摘は、45ページの書き方ですと「（3）対策」のところに書いてある表現が「ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムの撤去に向けた検討に着手し」と書いてございます。したがいまして、今、阿部委員からは、エビデンスの確認ということの御指摘でございましたけれども、その趣旨も含めて、ここに「検討に着手し」というところでは読めるのではないかと思います。また、45ページの原案の書き方では、その結果に基づき、順次撤去を推進するとなってございますので、この表現で阿部委員の御指摘の御趣旨は読み込むことができるのではないかと、今、御意見をお聞きしていくて思った次第でございます。

○樋口会長 阿部委員、いかがでございますか。

○阿部委員 ここに関しては読み込めるかどうかという部分で、何度かお話しさせていただいているように、事業者同士の契約に対して、それをやめろというか、我々団体として、そこは法的な部分で難しいと考えているのですけれども、エビデンスが出てきて影響があるということであれば、これはやらなければいけないよね、ということが必然的に見えてくるのではないかなど。ですから、逆に言うと、その一言が入っても読み込めるかどうか。これはとる人によってだと思うのですけれども、明確にそれを書いたからといって大きく変わらないのではないかというところで、今回発言させていただいたところなのです。

○樋口会長 そうすると、「検討に着手し」という、この文言だと、今の阿部委員がおっしゃった趣旨が十分含まれていないということでしょうか。

○阿部委員 読み込めるかどうかですね。

○樋口会長 どうぞ。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官 「検討に着手し」ということですから、その検討の内容だと思っておりますし、また、こうした取組につきましては、今後、実施状況については常に評価し、PDCAサイクルで不断の取組をしていくものであります。ここは「ぱちんこ業界は」ということを主語にしておりますから、業界のほうでどのような検討をし、そして、その検討に着手し、その結果に基づいてやっているかというのを常にそういう実施状況の評価の中で点検されていくことになると思っております。

○樋口会長 阿部委員、よろしいでしょうか。

○阿部委員 わかりました。

○樋口会長 そのほかはいかがでございますか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 今の件なのですが、私はぱちんこ店にATMがあるということを知りませんでしたので、実はこここの会議に出て大変びっくりしたのです。ただ、検討に着手していただくということで非常に評価したわけですので、そのエビデンスをとるということですが、その結果として関係が無いから無くしませんということにはならないと期待しております。

ます。

一般的に見て、設置されているということで、どうしても、ぱちんこをやっている状況の中でそこに設置されると非常にお金を使いやすくなると、外からはそのように思えますので、やはり社会の理解を得るということも含めて、業界の中で啓発をしていっていただきたいと思います。

○樋口会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 我々、ぱちんこ店に置いてあるATMというのは使用制限がついているのです。ですから、無尽蔵に使えるわけではないです。街中であるATMであれば、何ぼでも出せるという部分がありますけれども、ぱちんこ店にあるATMは使い過ぎないように1日の使用限度、1カ月の使用限度をきちんと決めた中で運営しているので、そういう部分では、最初から使い過ぎないということを前提にやっているのです。

ですから、一般の方に言われると、見た形という部分でATMは無いほうがいいよねと、ある部分、言われると思うのですけれども、今のはちんこ店に置いているATM機は逆に収納機の役割もしているのです。収納機というのは、営業が終わった時点で金庫の中に現金を入れずに、その収納機に入れると、要は銀行に連動して、それで収納してくれる。ある意味、ぱちんこ店は年末年始などは特にそうなのですけれども、強盗に襲われることが多いので、そういった部分で従業員の安心・安全という部分におけば、やはりそれを置いていることによって、ばたんと蓋を閉めた時点で、あとは銀行の収益というか入金になるわけですね。ですから、そういった部分で、万が一そういうことがあっても、どうぞお持ちくださいということで、要は従業員の安心・安全という部分では非常に高いのではないか。

ですから、一般的に言う通常のATMとは若干形を異なって使っている部分もあるのですから、それである程度、我々もしつこく言わせていただいております。出すという部分と入れるという部分と両方あるものですから、それでちょっとお話をさせていただいているということなのです。ですから、これはある意味、お客様のためだけではなくて、従業員の安心・安全という部分も含めてお話ししていると御理解いただければなと思います。

○樋口会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますか。

それでは、御意見は出尽くしたと判断させていただきます。

基本計画案について、先ほど申しましたけれども、資料の「「基本計画（案）」に関する関係者会議の議論の整理」を踏まえたものとすべき、との意見を関係者会議としての取りまとめとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と声あり】

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、本基本計画案に対する御意見も取りまとまつたので、今回の意見の取りまとめについて、各委員の皆様から一言ずつ御感想等をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。順番に指名いたしますので、どうぞ御意見を下さい。

まず、岡崎委員、どうぞよろしくお願ひします。

○岡崎委員 岡崎でございます。

今回の基本計画案ですけれども、今日の修正にもございました、困っている御家族への支援を項目立てていただいたということは一つ強調点として大切なことかなと思っております。私も今まで御相談を受けていて、国は何をしてくれるのかというようなことをおっしゃる御家族もいらっしゃいまして、十分ではないかもしれませんけれども、これが一つの答えになっていくのではないかと、そのように言えるかなと思っております。

2点目は、連携の地域の会議のことについてもここで盛り込まれたということは非常に良かったなと思っております。私も前、勤めておりました精神保健福祉センターでは、自殺やひきこもりなど色々な対策の会議を行っているのですけれども、確かにちょっと形骸化する部分もあるかもしれません、色々な方たちが同じテーブルに着いてその問題を話し合うという大同団結といいますか、その精神がだんだん浸透していくと思いますので、これもぜひ連携会議をつくっていただきたいと願います。それから、計画を立てるということも都道府県で行っていただくと思いますので、その中ではぜひ、今回も国の関係者会議に御本人、当事者の方、御家族の方が入っていらっしゃいますので、それもぜひ各都道府県でもお願いしたいなと期待しているところでございます。

あと、精神保健福祉の教育のことに関しても触れられておりますので、専門家の教育ということで、ぜひ依存症を、今まで精神保健福祉士の教育の中では少し弱いところだったと思いますので、さらに強めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、黒沢委員、よろしくお願ひいたします。

○黒沢委員 黒沢です。よろしくお願ひいたします。

私もこの基本計画案が今回の議論を反映された中で、やはり家族に対する支援の強化

がはっきりと謳われたということは、子供たちにとっても非常に大事なことであると思います。その対策の趣旨において、生活費や家族との関係悪化等、家族の生活への支障に触れ、その被害から「家族を守る」ことが社会的要請であるとしたことは、子供たち自身が学校等、関係者にも相談しやすくなったりすることにも、繋がっていくものになると感じます。このような各省庁の縦割を超えた包括的な連携協力体制の効果的な運用が、家族に対する支援としても示されたことは、広く依存症等である者等の家族への支援に関わるモデルとして重要なことだと思います。

虐待等も、要対協ですね、要保護児童対策地域協議会のことですが、いわゆる子供を守る地域ネットワークと言われるこういう各専門機関の連携体制ができてから、それまでは各機関、例えば学校や児童相談所、警察や民間支援機関等がそれぞれに守秘義務を持つというようなこともあります、うまく連携できなかつたりしたことが多かったのですが、それにより以前とは異なる形で連携できた効果もございました。この依存症等に関しても、本人のみならず家族の支援においても包括的な連携協力体制の基盤整備が行われていくことを強く願いたいと思っています。

また、青少年への対策や予防教育・啓発ということに関しまして、SNSの効果的な活用であったり、今の青少年の現実に即した文言が、今回さらに盛り込まれていることを評価したいと思います。様々なリーフレットやパンフレット、セミナーの更新や見直すということ、作成や実施して終わりではなく、活用を促進し、そこにもPDCAサイクルを適用して、特に青少年についてはその実相に即した有効性を検討していくことが、とても大事なことであろうと思います。

そして、金融に関するリテラシーについての取組ですね。それを身につけて、生活スキルを高めるということが重要であると同時に、子供たちにとってはギャンブル性のあるゲーム依存的な問題も今、切実な課題になっておりますので、金融経済教育はそういうことにも共通した効果につながっていくことを期待していきたいと思います。

最後になりますけれども、心理職についてです。今まで心理職がギャンブル等依存症に関しても、あるいは広く依存症等に関しても、様々な取組を長きにわたり相談、また、治療的な援助としてやってまいりました。今後も、このような包括的な連携も含めて、そのようなチームの一員として、かつ心理職の専門性をもって、多方面で、学校場面、治療場面、児童相談所等の福祉相談場面、司法矯正場面等で、広く活躍していくようにも、私もその養成機関の一員でもありますので、そのような今後の人材の養成ということもこの計画を礎にして、今後、重視していきたいと気持ちを新たにしております。本計画では、この関係者会議の議論を通して、さらに個々の当事者に適した支援の強化を重視することとなっています。個々の当事者や家族に寄り添った丁寧で的確な心理的支援ができることが心理職の務めでもあると考えています。

以上です。ありがとうございました。

○樋口会長 黒沢委員、ありがとうございました。

それでは、小泉委員、どうぞよろしくお願ひします。

○小泉委員 基本計画ということで非常に詳細にまとめていただいて、これからギャンブル等依存症対策について、恐らく数年後にカジノが日本にも来るかもしれませんけれども、それに対する対策の礎に基本計画が出来上がるのではないかなということを感想として思います。

精神保健福祉センターの役割ですけれども、以前から、厚労省の言う依存症相談拠点の機能を持つということ、だんだんこれが増えているのですけれども、やはりギャンブル等依存症の相談ということに関して、今回の計画の中で全国の精神保健福祉センターが取り組むことがはっきり明確化されております。精神保健福祉センターは自殺対策に関するこれまで非常にやってきているのですけれども、ギャンブル等依存症対策推進基本計画と並行するような形で地域自殺対策計画もありますが、その中に依存症はもちろんあります、さらにギャンブル等依存症も入っています。やはり自殺対策という観点でもギャンブル等の色々な悩みに関して、借金とか多重債務の問題、様々な家族関係とか、例えば奥さんとの関係とか、自殺対策の面でも精神保健福祉センターがこれから果たしていかなければいけない役割があるということで、特に家族相談に関しても強化していかなければいけないのではないかと思います。

次に、今年度から始まるギャンブル等依存症問題啓発週間ですけれども、長野県では、令和元年の5月15日に今回、企画を考えまして、一つは内閣官房の方に来ていただいて、ギャンブル等依存症対策推進基本計画について御説明いただくということと、それから、当事者の御本人の方と家族の方においてていただき、ギャンブル等依存症との長い間の関わりのお話を伺いすることと、もう一人、福島県の司法書士の方に来ていただき、司法書士の立場から見たギャンブル等依存症とその対策についてお話ししていただくというような、初回のギャンブル等依存症問題啓発週間の行事を計画しております。これから、多職種連携とか色々な意味で広がりを持てればいいなという感じがしています。

最後に思うのは、パブリックコメントがたくさん来ていらっしゃるのですけれども、今回の会議で少しパブコメの内容も拝見させていただければ良かったなというのは感想として思います。

以上3点、申し上げさせていただきました。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、谷崎委員、どうぞよろしくお願ひします。

○谷崎委員 谷崎でございます。

本基本計画案につきましては、このようにしか書けないのでしょうが、私としてはま

だ不満は残るところでございます。今後、これをより実効性あるものにしていただきたい、この基本計画を基に具体的に実行していただきたいということでございます。

前回の会議で、広告のことを言わせていただいたのですが、やはり地方では広告は全然規制されていないですね。テレビコマーシャルも時間帯関係なしに流れていますし、ぱちんこ屋さんのポスターに啓発文などは一切入っていないです。地方に行けばそんな状態ですね。あと、競艇につきましても一切啓発文が流れていません。私は前回の会議が終わった後で、CMやポスターなど、気をつけてたくさん見たのですが、啓発文などは一切掲載されていない、又は掲載されていたとしても見えないです。なので、ぜひここで定められた基本計画にのっとって実効性あるものにしていただきたい。せっかくやるのですから、本当に効果的になるようにやっていただきたいということが1点でございます。

あと、先ほどATMのお話が出ましたけれども、私が気になりますのは、制限を設けて1日3万円、1ヶ月8万円という金額が書いてあるのですが、ぱちんこをされている方の平均年収は恐らく低いと思います。そのあたりも調べていただいて、この3万円、8万円が果たして適正なのかどうかという点もきちんと調査していただきたいと思います。そして私としては、やはりATMは撤去していただきたい。色々な問題があって難しいというのは重々承知していますが、利用する方があるから、そこに設置するわけで、利用しない、利便性が無いというのであれば設置する必要はないということになると思います。撤去を強く反対される方というのは、やはりその辺に利益が出ているのだろうと思います。依存症の方々を救うという面から言いますと、事業者の利益や利便性のためにその方々を踏み台にしてまで設置しておく必要はないのではないかと思います。なのでATMの撤去の件も実効性ある検討をしていただきたいと思います。

そして、ギャンブル等依存症の治療や回復も大切ですが、予防の観点が私は一番重要だと思っています。広告やATMの件もそうですが、予防の観点から、ぜひギャンブル依存症に陥らない、実効性ある基本計画にしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、浜田委員、お願ひします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。

今回、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に対する関係者会議の議論における反映いただいた点、御説明いただきました。金融経済教育を通じた取組の強化、金融リテラシーを高めていくための対策の中に金融リテラシーを身につける必要性について反映をいただきました。金融リテラシーは人生を豊かにするための知識であります。ギャンブル等依存症を防止するためには、国民全体で金融リテラシーを向上させることが一

つの解決策であると考えております。国民全体でこれをしっかりとアップしていけば、ギャンブルとの適切な関わり方が見えてくるはずだと思います。これが依存症防止策の基本的な役割を担います。今後引き続き、お金を使い過ぎてしまうことの短所、そして解決方法をアピールする必要があるかと思います。以前の会議で申し上げましたとおり、金融リテラシー教育の中で自分の収入からギャンブルに使えるお金を割り出す方法をお伝えするとともに、それを超えると加速度的に不都合が生じること。やはり具体例を入れながら教育するということの必要性があるのではないかと思います。

金融リテラシー教育を実施している中で、消費者の御相談ですとかお悩みをお聞きする中で、やはり身の丈に合ったお金の使い方、家計管理の重要性を実感しております。ただ、やはり全体的な課題としましては、依存症になる経路は様々ですので、特効薬が無いという認識をもとに、長期的に問題に向き合うシステム、組織ないしネットワークづくりは重要だと思っております。PDCAをうまく活用して全体で見守っていく仕組みづくりが必要であると考えております。

もう一点、青少年等の若い世代に対するSNSなどを活用した情報発信の強化の項目において、SNS等も効果的に活用するという旨を追加いただきました。若い世代向けを含めまして、ギャンブル等依存症の方々の相談へのアクセス方法については、現在、一段とネット社会が広がっておりますので、SNSの積極的な活用は効果的であると考えております。SNSを積極的に活用し、啓蒙を行って、より当事者の方々に身近に寄り添えることもあり得るのではないかと考えております。

一方で、やはりスマホ、SNSに対する規制も同時にていく必要性があろうかと思います。SNSによるマーケティング、営業活動は、若い方々に強い影響を与える点は十分意識する必要があり、ネット空間もきちんとしたモニターをしていく必要性があるのではないかと改めて申し上げさせていただきます。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、増田委員、どうぞよろしくお願ひします。

○増田委員 基本計画案の取りまとめ、ありがとうございました。

ギャンブル等依存症対策のために、医療体制であるとか家族への支援、業界、自治体の相談体制などの環境を整えていただくということ。それから、消費者教育とか金銭教育などについて取り上げていただいたことは非常に有意義であるし、この取りまとめを周知すること自体が国民に対して情報提供のきっかけになると思いますので、ぜひ広く周知していただきたいと思います。

私が一番申し上げたいのは、消費者トラブルにおきましても、当初、注意不足であるとか、欲が深いとか、そういう評価が一部あるわけですね。それから、鬱病に対しても、

気が弱かったのではないかとかいう評価もありますし、ギャンブル等依存症に関しても、例えば遊び好きとかいう評価ももしかしたらあるかもしれない。でも、そういうことは様々な要因から誰にでも起こり得ることであるということを、こういう基本計画によつて理解してもらっていくことが大変重要であるし、そういうことを受け止める土壤づくりになるべきだと考えています。

私ども、消費生活相談員としては、消費者生活センターにおける適切な対応、それから青少年や社会人に対する教育、啓発などに尽力していきたいと改めて思っております。ありがとうございました。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、松本委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松本委員 松本でございます。

この会場で行われました第1回の会合の際に、多重債務の背後にギャンブル依存があるような場合には、家族のほうから御相談が寄せられるケースが多いというお話をさせていただきました。そういう関係で、今回、家族に対する支援が大きく取り上げられたというのは大変良いことだろうと思います。

次に、SNSについてなのですが、SNSを使って情報発信をする、あるいは相談を受け付けるというのは一方でプラスの面ですけれども、先ほど浜田委員もおっしゃいましたように、逆にSNSがいわば勧誘の側に使われて、ギャンブルを促進する、あるいは依存を促進するというようなことにもなりかねないところがありますので、その辺は十分気をつけながら活用していただきたいと思います。

それから、予防教育につきましては、毎回申し上げていたことなのですから、ギャンブル等依存症に特化した予防教育はなかなか難しいという印象を思っております。他方でギャンブル等依存症の予防を手がかりにして、既に何人かの方がおっしゃっていましたが、金融リテラシーだとか、あるいはギャンブル以外にももっと楽しいことが色々あるので、様々なことをやりましょうという一般的な人間教育というのか、生きる力をつけるような教育をもっと展開しましょうということをプロモートする。ギャンブル等依存症という問題をきっかけにして、生きる力をつける教育を色々なところでやっていただければ、大変素晴らしいことだろうと思います。

最後に、法律を読みますと、基本計画を作つて、少なくとも3年で評価をして改正するなりしなさいということが書かれておりますが、他方でPDCAを徹底的に回すということがこの計画の中にも書かれております。3年後にどうでしたかというチェックをするのではなくて、もうちょっと短期間にPDCAのCは入れたほうがいいのではないかと思います。

といいますのも、この計画は日本で初めてできたものですので、すごく色々なことが

盛り込まれております。それぞれ十分うまくいっているものなのか、それとも不十分なところがあるのか、あるいはこれは漏れているのではないかといったことが、動かしていくと見えてくるところがあると思いますので、なるべく早い段階で1回目のチェックを入れていっていただきたいと思います。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、阿部委員、お願いいいたします。

○阿部委員 今回の議論の中でやはり一番我々としても考えていたのは多重債務、家計破綻、これは我々としても一番あってはいけないことであろうということで、十数年前からこの依存問題に対して、行き過ぎた遊技をしない、そういった部分で対応、対策をずっと打ってきたというのが現状なのですけれども、今回、IRから依存問題ということが出てきている中で、我々としても今まで以上に色々な形でのPDCAサイクルを回して推進していきたいと考えています。

その中で、今回、精神保健福祉センターとの連携とか家族相談という部分が強く謳われているというのは、我々にとっても元々やらなければいけないことで、事前にも進めている部分であります。また、啓発という部分では5月14日に、業界としては中野のZEROというホールでギャンブル等依存症問題啓発週間に向けたフォーラムを実施するということで、既に準備をしています。色々な形で我々、行動はしているのですけれども、やはりマスコミでも、悪い報道はしてくれるのですが、一生懸命やっている報道はなかなか取り上げられないというのが我が業界の大きな欠点でありまして、そういった部分を少しでも変えていければいいかなと思っています。

また、ATMに関しては、業界としてエビデンスをきちんととって、見える形ではなくて、実際どうなのかということを明確にして、今、言われたように、短期のうちにその状況が良くないということであれば、それを変えていく、そういった努力を進めていければなと考えております。

私のほうは以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、木所委員、お願いいいたします。

○木所委員 木所でございます。

まず、この基本計画案に書かれていることを私ども、課題と対策でございますが、これを着実に実行するのが肝心要なのかなと思っております。

また、この会議、過去数回を通じまして、家族への支援ということが大きく取りざた

されまして、今回も新たに修正案という形で入っておりますけれども、実際、私ども事業者の行っている相談窓口は、家族の方からすれば、どちらかというと回避したい、近づきたくない、不信感を抱かれるというような御意見もいただきましたので、私ども事業者単体ではできないこともたくさんございますので、地域の連携協力体制の中で実際に家族の方が相談されるような窓口の方々とよく連携をとりながら、今後進めていきたいと思います。

また、調査研究の話が前回出ましたけれども、非常にこの問題については重要だと思いますので、私どもも事業者といたしまして協力いたしますので、ぜひともこの実態調査を含めまして、調査研究に力を入れていただきたいと思います。

初回のときにも申し上げましたけれども、こうした基本計画は、我が国では初めてだと思います。これはスタートラインだと思いますので、この後3年間で色々実施して検証する中で、またより良いものになればなと思っております。

以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、吉倉委員、よろしくお願ひいたします。

○吉倉委員 ボートレースの吉倉でございます。

第1回の会議でお話しましたとおり、家族や本人を中心とした計画になればと願っていましたが、まさに家族を中心とした計画が表出しされたということで、当初よりわかりやすくなったのではないかと思っております。

あと、これまでの会議では「事業者の行う相談窓口は信用しにくい」という御意見をいただいております。こういった御意見を踏まえ、窓口の運営がどうあるべきなのかということを考えながら対応していくことが大切だと思っております。

また、我々事業者といたしましては、お客様に「安全に楽しんでいただく」ことが第一だと思っております。今後はこの基本計画に基づき、データや事例、情報が集まつくると期待しておりますので、こういった情報に基づきまして、効果的に依存症になるリスクを少なくしていくことが重要だと考えております。基本計画が実効性のあるものになっていくことを期待しております。

引き続き、よろしくお願ひいたします。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、お願ひいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。佐藤です。

今回、家族に対する支援の強化というところをすごく各委員の皆様も一生懸命考えて

いただきまして、今回の案の中でも様々な、今後このことが行われると本当に以前より助かる家族がいるなというふうに思うものばかりなのですけれども、実際にこれが継続されて、本当にわかりやすく、「こういうところに行けば支援が受けられるのだ」とか、「このようなところに相談に行けばいいのだ」とか、このポータルサイトなどを見れば様々な自助グループや支援施設、どこにどう行けばというわかりやすいものが益々できていくといいなと思います。

現在も、グループにいらっしゃる方たちはやはりネットを見ていらっしゃる方がとても多いです。ネットの力はとても大きいと思っていますので、その中で今回、消費者庁などもそういうサイトがあるということを私も今まで知りませんでしたので、このようなことがあちこちでやられているということ、本当に啓発運動を普及していくということがとても大事かと思っています。

今回の連携体制のことも図で示していただきまして、これは本当に理想像です。これが現実になることをとても願います。実際には、自助グループや施設等でも、どこに行ったらいいかというのをお互いに情報交換しているところだけで知っていたり、そんなところに新しい施設ができたのとか、そういった情報は本当にまめに動いている人しか知り得なかつたりするのですね。なので、このように地域ごとで国がまとめてというか、県とか市で把握しておいていただける場があると、とても助かるなと思っています。

あとは、先ほどぱちんこのATMの撤去の話も出ていたので、少し私も、今後もまた色々議論されていって、どのような形になるかと思いますけれども、アクセス制限のこと今回このような形で今までやっていたのですが、実際にはこのぐらいの件数ですとかという数字も出させていたのですけれども、家族の会や御本人たちの率直な意見としては、家族の場合はアクセス制限を同居の家族でないとできないなど、かなり限定されているのですね。実際にそれを使える人が少ないことを知っておいていただいたほうがいいなということ。実際に、息子がギャンブルの問題で借金が多くて大変です、親が肩代わりしました。そうすると、すぐ別居を進められたりとか、同居でない場合が多いです。あと、結婚していて別居している息子の肩代わりで、アクセス制限をかけられるのは同居の者でしかない。また、妻も離婚するケースが多くて、離婚後、子供たちの養育費をいただくという立場上、アクセス制限をかけたいと思っても、恐らく実際にはできないので、そのように細かいところを見ていくと幾つも指摘する場所はありますので、今後も改善を重ねて、様々な知恵を持ち寄って、より良いものになるようにと願っております。

ここに書かれていることが全て本当に行われるだけでも、今までよりも随分とギャンブル等依存症の本人、家族を助けていただけると思います。これからもそれについてわかる範囲で協力させていただきたいですし、皆様の御意見を聞きながら、これからも重ねて対策にあわせたらいいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、田上委員、お願ひします。

○田上委員 女性に特化した施設で本人のケアをしています田上です。よろしくお願ひします。

佐藤委員がおっしゃったように、これは本当に理想ですね。こんなことが行われる社会に日本もなったのだなって思います。日本もなったというのは、私は30年前にもうこの病気だったのですよ。ギャンブル依存症という病名に出会ったのも、入退院を5回繰り返した後でした。精神科の先生、そこしか知らなかつたのですね、精神病院は世界でここしかないと思っていましたけれども、その主治医が教えてくれた市民活動の横浜アディクションセンターセミナーに参加しました。そのセミナーでは精神科医による面接があるということで思い切って受けました。その先生が「あなたはギャンブル依存症です」と。この病名、私にぴったりじゃん、もっと早く教えてくれれば良かったじゃんと思いましたね。

あと、最初に入院した先生が、数年後にギャンブル依存症の本を出してくださいましたけれども、外来で行ったら若い男の先生が、「自助グループにつながって良かったね」と言うから、「知らないよ、あなた達早く言ってよと思いました。

そんなことで、そういう道を辿って、今日、ここでこういう仕事をしていますけれども、私、先生を何回か変えています。自助グループの活動の中で知ったのだけれども、東京都には松沢病院があって、その中に社会病理学研究所というのがあって、そこにいた元久里浜にいたという耳鼻科の先生が精神科になり、家族機能研究所を開いているという。変わった経歴の先生もいました。そこで私は、家族機能が不全な家族に育つたということがわかつたのですよ。気づいたというかね。その頃は、発達障害なんて言葉は無かつたので、私はその家族機能不全ということが、自分の家族だと思いました。家族と言ふのだけれども、本人だって一生懸命、なりたくてなつたわけではないから、家族機能のところを調べてもらいますよね。自分から見た親観ってどういう親観っていうね。そういう観点から見てもらって、色々自分を見つめるということをしていただきました。そういう斎藤先生の講義に私はすごく共感しています。今でもそういうふうに自分を振り返り、利用者にも伝えています。

本当にこんなことがもっと前にあつたら、親父は助かったのかなとか思っていますけれども、私は助かりましたね。お父さんは、場外馬券場で、「もうあんた来ないほうがいいよ」と守衛さんに言われて、タクシーに乗せてもらって帰ってきた時が最後ですね。あとはテレビ観戦で競馬や競輪をやっていましたね。競輪は余り無かつたかな。そういうことで、私の場合、健全な家族機能が無かつたかな。でも、家族機能って何だろうとか、色々考えます。

かつて私は苦しいときに110番しました。そうしたら、横浜に200件ぐらいあるんだよと。だから、通り越せばいいじやんと言うんだよね。通り越せないから病気なんじやんね。やっちゃんって、どうしようもないわけですね。それが、今の人たちもそうです。やめたくてもやめられないというところですね。

さらに、お寺さんに行っても病院で治していらっしゃいと。30年以上前ですけれども、病院は治してくれなかつたですね。今思えば、自助活動というのはとても大事だったんだなということがわかりますけれども、そんなふうに断られることのない社会にぜひなってほしいですね。そして、少しお手伝いができれば、女性のサポートが私はできますので、自分の経験を伝えて、回復は絶対にあるんだと。世の中捨てたもんじゃないんだよと。それから、死なないでほしいと思います。私、自殺願望が強かったので、一歩間違えば自殺していました。でも、怖くて戻ってきました。戻ってきて、何かわからないけれども、神様でも仏様でもいいから助けてくれとずっと言い続けていたのが、きっと私の信じる何かが助けてくれたのだと思って、今の役割をしています。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、中村委員、お願いいいたします。

○中村委員 ワンデーポートの中村です。

4月に始めたのでちょうど20年目に入ったところなのですけれども、色々な方にお会いしたのですが、ある人の言葉で印象に残っていることがあります。ある病院に行ったら、「あなた、パチンコをやめるのはいいけれども、死なないでね」と言われたというのですね。そして「私は依存症のことはわからないけれども、あなたのつらい気持ちを聞くことはできるよ」と言ったというのですね。その人が家族の方に、また別の依存症に詳しい病院を勧められて行ったら、「あなた、パチンコやめないと死ぬわよ」と言われたというのですね。国家対策に依存の問題がなったときに、ギャンブルをやめて死なないでねという、医療従事者が減ったとしたら、怖いのではないかなという思いがしています。

対策は必要なのだろうけれども、やはりどこかでみんなが同じ方向を向くのではなくて、違う方向から考えることも大事なのではないかと思います。今回の基本計画による相談を受けるとすると、あなたは病気ですよ、依存症は意志の問題ではないと、認知行動療法をやりましょう、GAに行きましょうとなると思います。その相談を受けた人が弱くて、人の話を聞くことが苦手で、元々金銭管理ができなかつたとしたら、ミーティングに行ってもつらくなると思います。その人が私たちの相談に来たなら、意志が弱いから金銭管理をちゃんとしようよとか、そのように言うかもしれません。意志が弱いと考えることが逆に優しさにつながると思います。そういう考え方もできると思うので、一

律な病気という考え方で対応するリスクにも、基本計画が社会に浸透していくと同時に、支援に関わる人々は意識していかなくてはいけないのではないかと私は思います。

ワンデーポートは当事者活動です。私自身の当事者ということではなく、私は常に目の前にいる当事者をどうするかということを考えてきました。その目の前の人をどうするかと考えたときに、一番大事なことは国の作った制度とかプログラムや、何々療法ではないと思います。個々の人の中に答えがあると考えるべきで、その答えもすぐに答えが出るものではなく、周囲や本人も試行錯誤しながら、向き合っていくものだと思います。この人に仕事したほうがいいのか、仕事しないほうがいいのか、一人暮らしさせたほうがいいのかどうなのかというのは答えがあるわけではなくて、やりながら考えていことだと思います。これをやれば必ず良くなるということを盲目的に信じてしまい、その人や支援者が思考停止してしまうことは、何かに依存するよりもっと怖いことが起きるのではないかと思っています。人生は悩むことや、失敗することにも意味があると思います。

ギャンブルの問題があっても自己責任では済まされないという人はいますけれども、私はやはり基本的には人生は自己責任だと思っているのですね。どういうサービスを選ぶか、どのように進んでいくか。これは自己責任で決めるべきです。当事者活動を国が支援するということは、当事者が国に「依存」して考える力を失い、当事者活動が國の下請けのようになっていくということで、当事者活動の本分みたいなものが失われていく可能性もあるのではないかと思っています。ワンデーポートは公的な補助金を使わなければならなかったから、私は色々なことに気づけたと思っています。真の当事者活動だと自負しています。本当の当事者目線に立った当事者活動をこの国で育てていくためにも、やはり国の関わり方というのも今後大事なのではないかなと思っています。

事業者のやる相談は信用されないという話がありましたが、ついこの月曜日、ワンデーポートに家族の方から電話がありました。精神保健福祉センターでワンデーポートのことを聞いたと。ワンデーポートの考え方興味があり、相談がしたいのだと。その日は家族相談の日ではないし、でも、ワンデーポートに行きたいみたいなことを家族の方が言っているわけです。月曜日は都内で行っているリカバリーサポート・ネットワークの個別相談日で、私は夕方、相談員としてそちらに行くことになっていました。既に相談予約は締め切っていましたが、リカバリーサポート・ネットワークの事務局と家族相談を担当している精神保健福祉士の高澤和彦さんに確認したら、OKが出ました。その日のうちに相談をしてもらいました。

その御家族の方は、後日ワンデーポートに本人を連れてきて、色々相談をしている段階です。事業者だから信用されにくいというのは確かにあるかもしれないですが、その家族の方は満足してくれたと思います。ある精神保健福祉センターでは、リカバリーサポート・ネットワークの個別相談を信頼してくれていて、とても積極的に案内してくれます。事業者がやっている相談は決して私は質が低いということもないと思っています

のです。ですから、精神保健福祉センターとの信頼関係を私たちももっと広げていかなくてはいけないかなと思っています。

それから、リカバリーサポート・ネットワークの相談で感じるのは、皆さん、病院には行きづらいけれども、ぱちんこ屋さんのポスターで貼ってある電話相談なので、とりあえず電話してみました、と良い意味で軽い感じで行動されています。実際そんなに深刻ではない方もたくさん見えているのです。リカバリーサポート・ネットワークの個別相談を受けていると決して否認の病気という感じではないのですね。だから、やはり見え方も相談する場所によってかなり違うと思っています。病院には、敷居が高いという人も多いと思うのです。そういう意味では、どこの相談がいいかということではなくて、色々な相談機関があることによって、助かる人は増えると思います。

第1回の会議から結構色々身勝手なことというか、言いたい放題言ってしまったのですけれども、NPOで当事者活動をやってきた者として、行政機関や医療の視点では見えないことを言いたかったし、私が出会ってきた人たちが教えてくれたことを伝えたかったです。だから、こういう時間を持つていただきすごくありがとうございました。今後も見えてきたことを発言していきたいなと思っています。ありがとうございました。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、ユウ委員、お願いいいたします。

○ユウ委員 ありがとうございます。

最初にこちらの席に選ばれて、最後に意見をというので本当に最後になってしまって、緊張の余り何をしゃべっていいかというか、この議論の整理を皆さんで関係者会議ということでまとめてこのようになってきたことは、日本にとっては新しいことで、良いことだと思います。家族に対する支援とか皆さんが言っているように、それから、3番目の個々の当事者、発達障害等、そういうところにも強化、取り組むことが適切であるとか、非常にものすごくいい事柄が盛り込まれていると思います。

自分の意見としては、多方面、特に自分たちの世代よりもこれから若い人たちに対しての取組。自分が経験してきた中では、依存症ということになると、ニコチン、アルコール、薬物、病的賭博と、病的賭博が土俵に上がったという感じで時代の流れでなってきている。ただ、その中でちょっとギャンブル等だけは何か違うなと色々な人からも言われてきていて、自分の経験してきた中では、色々なところに参加してきて、ひきこもりの当事者とか親の会に入ったときにものすごく似ていたのですね。

実はある方を助けたことがあります。今も更生しています。色々計画を作っていく中で、やはり多方面に考えるということがこれからも必要ではないかなと思いました。

私の話すことは以上です。ありがとうございました。

○樋口会長 ありがとうございました。

最後に私のほうからも短くお話し申し上げたいと思います。まずは委員の先生方、関係省庁の皆様の御協力で推進基本計画の案がより良いものになったと思います。本当にありがとうございました。

それから、先ほどどなたかも言っていましたけれども、この案、閣議決定を経て実際に施行されていくわけですけれども、やはり大事なのは都道府県の推進計画がしっかりとできて、各都道府県で実施されていくということだと思います。これは国の計画ですけれども、これがぜひ都道府県のほうに広がっていくような形をお願いしたいと思いますし、できれば都道府県の中で非常に良いモデルができて、そのモデルが日本中に広がっていくようなことがあれば、とてもありがたいなと思います。

私は、精神科の医者として依存の方々をたくさん長い間診療してきましたけれども、私が依存の診療を始めたときにも、依存の問題はいっぱいあったわけです。しかし、とても今のような社会的にも認められるとか、国が認めるとか、そういう状況では決してありませんでした。

しかし、だんだん市民権を得てきて、こうやって立派な国の計画ができるところまで来ているというのは隔世の感があるという感じがします。これはギャンブルだけではなくてアルコールのほうもアルコール健康障害対策基本法という法律ができて、その国的基本計画ができて、今、各都道府県の推進計画ができているところです。このように、非常に対策が前に進んでいることについて、私はとても感謝しています。

それから、私は治療のほうを主に担当してきましたけれども、今回の推進基本計画の中に治療に関してもかなり明確に書いてあって、これがぜひ前に進んでいくといいなと思います。

先ほど、各都道府県の推進計画を策定する中に、岡崎委員のほうから、当事者の方々もぜひという話もありましたけれども、我々もできるだけそのようなところに貢献していきたいと思います。

過去4回この関係者会議が開かれましたけれども、本当にスピーディーな審議、より良いものにしていくという委員の先生方の御貢献に感謝をいたします。ありがとうございました。

本日は、ギャンブル等依存症対策推進本部副本部長である、ギャンブル等依存症対策推進担当の宮腰国務大臣に御出席いただいております。

宮腰国務大臣から御挨拶がございます。まず、プレスを入室させます。どうぞ。

【報道関係者入室】

○樋口会長 それでは、宮腰国務大臣、御挨拶をお願いいたします。

○宮腰国務大臣 本日は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に対する関係者会議の御意見をおまとめいただきまして、樋口会長を初め、熱心に御参加いただきました委員の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

今回取りまとめていただいた御意見には、家族に対する支援の強化、各地域の包括的な連携協力体制の効果的な運用、若い世代に対するSNS等を活用した情報発信の強化など、関係者ならではの視点からのものが多く含まれており、非常に有意義なものであったと考えております。

委員の皆様方にはそれぞれの立場から精力的に御発言をいただきました。私も一部ではありますけれども、皆様の御意見をじかにお聞きいたしまして、ギャンブル等依存症対策推進を担当する大臣として、その推進の重要性を身をもって感じたところであります。

とりわけ今ほど座長の樋口先生のほうからもお話がありましたけれども、この問題に初めて国が法律の裏づけを持ってしっかりと取り組むということの意義についても、委員の皆様方から色々と評価をいただきました。本当にありがとうございます。

また、消費者問題というような御発言もありました。私も消費者担当をしております大臣としても、今、特に2022年から成年年齢が引き下げられるということもあって、消費者教育を全国で展開するということで、全国の全ての高校において消費者教育「社会への扉」というものを教材にして、2022年までには全ての高校で消費者教育を行うことにいたしております。その中でも、実は金銭管理についても力を入れてやっていくということをしっかりと進めていきたいなと考えております。

また、今日は委員の先生方からPDCAサイクルを回していくという点についても、多くの皆さんから御意見をいただきました。より良い基本計画となるよう、不断の検討を進めてまいりたいと考えております。

本日の関係者会議でおまとめいただいた御意見などを踏まえまして、政府として責任を持って基本計画を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策を以前にも増してより強力に進めていきたいと考えております。

今後、施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際などにも、皆様方の御意見をお聞きすることになると思いますので、引き続き御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げて、お礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。御苦労さまでした。ありがとうございました。

○樋口会長 宮腰大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの方は御退室をお願いいたします。

【報道関係者退室】

○樋口会長 それでは、本日の議論はここまでとしたいと思います。

なお、本日の内容につきましては、会議終了後、事務方から記者に対してブリーフィングを行いたいと思います。

また、議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えています。

それでは、以上で第4回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。